

令和6年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和6年3月7日(木)

午前9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 2 議案第 28号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第 2号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 3号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算  
について
- 第 5 議案第 4号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 5号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について
- 第 7 議案第 6号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第 8 議案第 7号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算  
について
- 第 9 議案第 8号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算につ  
いて
- 第10 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改  
正する条例の制定について
- 第11 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条  
例の一部改正について
- 第12 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第13 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 第14 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第15 議案第30号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第16 議案第31号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基

準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第32号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

- 4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 北川善一君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 宮川昌士君

総務課長	吉川貞夫君
契約管財課長	竹澤隆一君
防災安全課長	吉田仁君
財政課長	多田和憲君
総合政策課長	清水智昭君
住民税務課長	原武史君
会計課参事	池端時枝君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	黒川浩徳君
商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
えい住支援課長	深水正康君
上下水道課長	勝見博貴君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	朝日清智君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本会の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

～日程第1 議案第29号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について、を議題といたします。

資料は令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算書をご用意ください。昨日お分けした資料でございます。町長、よろしいでしょうか。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

ただいま上程いただきました議案第29号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の予算書1ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億416万2,000円と決めました。

款項の区分及び区分ごとの金額は、2ページ以降の第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を1億円と定め、第3条、歳出予算の流用は記載のとおりでございます。

これまでの取組を継承、発展させるとともに、健康寿命の延伸を重点目標に、生活支援や介護予防、健康づくりの一体的実施による効果的な取組を推進してま

いります。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第2 議案第28号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第28号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

資料は3月7日付の議案書をご用意ください。よろしいですか。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第28号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

追加の議案書3ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ369万6,000円を追加し、補正後の予算総額を103億2,183万4,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、4ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条において、繰越明許費は、6ページの第2表、繰越明許費のとおりといたしました。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより第1審議を行います。

財政課長の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第28号、令和5年度一般会計補正予算について、補足説明をいたします。

追加の議案書10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9防災費369万6,000円につきましては、2月15日夜に落雷を受け損傷しました市右エ門島区の防災行政無線の屋外拡声子局及び外部接続箱の修繕を行うものでございます。

6ページの第2表、繰越明許費をお願いいたします。

今回の補正予算に係る修繕につきましては、年度内に完成することができないため、予算の全額を翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

以上、議案第28号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 資料は3月6日全員協議会資料の中の令和5年度3月追加補正予算の説明資料をご用意いただきたいと思います。

それでは、担当課の補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 補足説明のほうはございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑がないようですから、議案第28号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第28号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第28号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 9時10分 休憩)

---

(午前 9時11分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第3 議案第2号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、議案第2号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

なお、本定例会で上程されました議案第28号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算については、先ほど日程第2において既に可決されております。

これにより生じた語句の整理につきましては、議長の議事整理権により、整理後の資料をお手元に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付の議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、議案第2号、令和5年度一般会計補正予算、補足説明をいたします。

主な増額のみを説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6,190万8,000円につきましては、1月までにいただいたふるさと納税をふるさと応援基金に積み立てるものでございます。

目4財産管理費134万2,000円につきましては、金利が有利な定期預金

を利用したことにより、積立金の利子を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費220万円につきましては、戸籍に振り仮名を記載するための戸籍附票システムの追加の改修費用でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費120万円につきましては、新婚新生活支援金の対象者が増加する見込みであるため、補助金を増額するものでございます。

目3心身障害者福祉費のうち節19扶助費4,300万円につきましては、障がい者自立支援事業におけるサービス利用者の増、及び1人当たりの事業所利用日数が増加したことによる、介護給付費・訓練等給付費2,800万円の増額、及び障がい児支援事業においても同様の理由で、障害児給付費1,500万円を増額するものでございます。

目4老人福祉費256万6,000円につきましては、特別会計内の事業実績により繰出金を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2母子福祉費70万2,000円及び、目3児童措置費221万6,000円につきましては、お子さんの受診件数が増加したため、医療費の助成を増額するものでございます。

目4児童福祉施設費のうち節12委託料235万2,000円及び、節18負担金、補助及び交付金504万1,000円につきましては、広域入所児童数の増及び人件費の公定価格改正により、町外保育園への委託料及び町内民間こども園への負担金を増額するものでございます。節22償還金、利子及び割引料106万1,000円につきましては、昨年度の民間こども園整備事業を精算した結果、国、県の補助金を返還するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目3観光費のうち門前再生事業補助金4,707万5,000円につきましては、門前再生事業支援分としていただいたふるさと納税の9割を事業者に補助するものでございます。

20ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費740万円につきましては、県が実施した道路事業の負担金でございます。

目2道路橋梁維持費218万2,000円につきましては、上水道を使用する



消雪の水道料118万4,000円及び町所有除雪車の修繕料99万8,000円を増額するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費のうち節3職員手当等21万5,000円、それと節8旅費8万2,000円、節11役務費3万7,000円及び次のページの目3消防施設費のうち燃料費2万7,000円につきましては、震災により通常業務が困難な状況にある、奥能登広域圏事務組合消防本部の業務支援を行うため、隊員を派遣するための費用でございます。

款10教育費、項4幼稚園費135万8,000円につきましては、広域入所児童数の増及び人件費の公定価格改正により、町外幼稚園への給付費を増額するものでございます。

項5社会教育費、目6文化会館費のうち節12委託料、22ページ行きまして実施設計業務委託642万4,000円につきましては、サンサンホールの天井耐震化の設計業務委託料でございます。

項6保健体育費、目2体育施設費のうち節12委託料953万7,000円につきましては、緑の村ふれあいセンターの体育館及びホールの天井耐震化の設計業務委託料でございます。

以上、議案第2号についての補足説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は2月19日の全員協議会資料の中の、令和5年度3月補正予算説明書をご用意ください。よろしいですか。——はい。

それでは、議会事務局関係、一般会計予算説明書5ページを行います。

補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、説明させていただきます。

44万円の減額ということにつきましては、議場照明LED化工事の執行残でございます。それを減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、総務課関係、6ページから7ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、補足説明を行います。

6ページ左側、ふるさと納税事業でございますが、まず個人版ふるさと納税におきまして、門前事業、個人でもらいました5000円分の10%及び大学支援事業、福祉事業者支援事業につきましては、全額をふるさと応援基金に積んでございます。

企業版ふるさと納税につきましては、地域スポーツチームの応援分、これについても全額基金に積み、来年度補助をします。門前再生事業につきましては、いただいた寄附金のうち10%分を基金に積むこととしています。

右側でございますが、財源更正があります。地域おこし協力隊の隊員さんが行いました教室の参加費につきましては、活動の一環として行いましたので、その分の参加費を財源更正しております。

7ページの人件費でございますが、消防広域隊の派遣に伴う2回分の人件費を計上しております。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） すみません。ちょっとお願いします。

6ページのところの企業版ふるさと納税の地域スポーツは100%、ほんで門前再生のところは90%から残り10%ということで、そこらの同じふるさと納税の版のところでこの違いというのを、ちょっと聞いてはいたと思うのですが、再度お願いできたらお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず門前再生につきましては、本年度、補助金として予算化をしています。その関係で、9割分については補助金のほうに充当して、10%分は基金に積んで、また町の関連で使うと。

スポーツ応援事業につきましては、本年度、補助金は支出しません。来年度支出するというので基金に積んで、来年度、補助金に充当するということござい

ます。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

なければ次に、防災安全課関係、8ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 8ページ左側、防犯カメラの設置補助については、地区からの申請がなかったために減額としております。

右側につきましては、委託料と一般備品の購入ですけれども、これは入札執行額の差金を減額しております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今ほどの8ページの防犯カメラですけれども、申請がなかったということで減額ということではありますが、これ基本的には、防犯カメラは非常に有効な手段ということで、町も予算化してやっているわけですけれども、それが目標に達しなかったっていう、申請の理由なのか、それともその後の維持経費なのか、それはいろいろあるのだらうと思いますけど、要はこの事業を今後進めていく中で、当然申請がなければ始まらない事業ですから、ちょっと改善するようなところ、あるいは達しなかったという原因をどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） この防犯カメラの設置件数については、県の補助もいただく関係上、年度の前に各地区に依頼をかけて申請をしますかということをお願いしております。その中で最初の寄り合い、初寄りとかで、その地区内で話がまとまらなかったということで件数が減っているような状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） これは区で防災意識を高めてもらう、区の中で話し合っって設置してもらうという応援事業になっています。活発な区については、「あそこもつけたから今度ここ。通学路だから」というふうに申請が出てきております。

町としましても、いろいろな角度でこの防犯カメラの重要性とといいますか、いざというときには物すごく防犯効果、また事件があった場合には犯人逮捕につながる、そういった必要性を警察の皆さんとしっかり訴えさせていただいて、また使っていただけるようにしていきたいと思います。

ただ、これは区の判断になって、設置場所も区の中で決めていただく。また、機械を買う補助は、100万近いお金はこの補助で出るのですが、1,500円ほどのランニングは区で持っていただくことになりますので、そういった中でお願いしているところです。

この事業については、やっぱり安全・安心なまちづくりにとっては重要な事業になると思いますので、引き続き進めさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 非常に残念な話ですけれども、こういった防犯カメラが非常に取締りには有効な手段ということ、そういう昨今の世の中になったということで、こういう我々のような田舎でもこういうものが必要やというのは、ある意味残念ですけれども現実ですから、そういう意味では強化をしていっていただきたい。

我々の町内でも、設置するには個人的なプライバシーとかいろいろ勘案をしながら、結局そこに至らなかったということではありますが、既に設置されている場所で非常に有効な例とか、犯罪防止あるいは犯罪の摘発に役に立ったというような例がございましたら、やはりそういうふうな事例を挙げながら進めていくということが必要なのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

なければ次に、総合政策課関係、9ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 補足説明はございません。お願いします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、住民税務課関係、9ページから11ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、住民税務課関係につきまして補足説明い

たします。

説明書9ページ右側をお願いいたします。

町税徴収・収納事務事業14万円につきましては、徴収吏員さんによる徴収見込額が最終的に1,640万円程度になることが見込まれますので、歩合給の不足分を計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。

左側、戸籍住民事務諸経費220万円は、戸籍附票への振り仮名を追加するためのシステム改修を令和5年度に発注することで、全額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の対象となることになりましたので、システム改修費を計上するものでございます。

内訳としまして、戸籍の附票に住基情報から連携された仮の振り仮名情報を登録するための改修が84万7,000円、また、戸籍附票に旧氏、要は結婚前とか養子縁組等をする前の氏、前の氏を記載するようにするためのシステム改修が135万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、12ページから14ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、説明資料13ページ左側をお願いいたします。

障害者自立支援事業2,800万円の増でございます。財政課長も説明いたしましたけれども、サービス利用者の増、1人当たりの事業所利用日数、これが増加したことにより給付費を増額するものでございます。内訳については、居宅介護、療養介護、就労関係の事業、いずれも増額となっております。

右側、地域生活支援事業100万円の減でございますが、日中一時支援という部門において一部減額がございました。実績に合わせて減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、15ページから19ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、補足説明をさせていただきます。

説明書の18ページの左側をお願いします。

出産・子育て応援交付金事業、扶助費60万円につきましては、支給対象者の増加が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、右側をお願いします。

すみずみ子育てサポート事業の委託料11万4,000円につきましては、一時あずかりの利用時間が増えたため、増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今説明されたページの前、15ページ、いわゆる独り親家庭への医療費助成と子ども医療費の助成、いずれも増額になっているのですが、これら県費は入ってこないのですか。それが1つですね。

それと、16ページの幼稚園の給食運営諸経費ですけど、賄い費が1割減っていますね、大方1割近く。そんなこともあって、それはどうしてそんなに減るのかなというのが2つ目ですね。

3つ目は、17ページのいわゆる認定こども園の建設とかの返還金の問題ですけど、どこの部分でその返還が生じたのか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 独り親家庭と子ども医療費につきましては、県補助2分の1入ってきます。ただし、補助につきましては、一部の自治体で500円ほどの自己負担等がありまして、その絡みで調整をしますので、増えた金額の2分の1という形ではなくて他市町の均等にするということで、500円分を引いた形で補助申請という形になりますので、歳入につきましては増える予定は今のところございません。

続きまして、給食の賄いにつきましては、減額した理由ですけど、まずコロナとかインフルエンザによりますクラス閉鎖、学級閉鎖などで欠食がありました。その点でちょっと減額のほうをさせていただいております。欠食の数言いますと、1万1,383食分を欠食分として今回減額させていただいております。

続きまして、みどり葉の減額につきましては、減額の理由ですが、昨年の11月に文部科学省の会計検査の实地検査がございまして、その中で実施設計委託業務がありまして、当初はその設計委託業務ですかね、1,100万ぐらい補助対象とされていたのですが、当日、運営事業者のほうに会計検査院が検査に入りまして、その中で契約書関係を質問された中で、契約につきましては内示以降の4月1日以降で契約を結んでいたのですが、検査院が運営事業者に確認等をした中で、1月1日ぐらいから業務が始まっているということを確認されました。

その点につきまして、会計検査院も事業者にどういうことですかという理由を聞きましたところ、民間では、前もってどういった設計をするかという話を先にやっていくのが、通常だという話で説明をされていました、検査院の方が。それならば、設計会社と運営会社がそういった正確なやつは、4月1日以降とするようなメールとかそういうことがないですかという形で、会計検査院も助ける意味で何かないか、という形で運営会社に説明したところ、運営会社と設計会社の間でそういった形のメモとかがなくて、今回、会計検査院が国のほうにお持ち帰りしまして、1か月ぐらい検査院で協議をした中で、やはりそういった実施設計額は4月以降じゃないと駄目だということで、補助対象の事業費から対象外ということで、今回その分が返還金という形で生じたところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 子ども医療費、独り親も含めて、歳入は今のところないという話でしたけど、いわゆる500円の自己負担を取っているというか、ほぼなくなってきたのでないですか、最近は。県が一定のところまで支援するというところで。たしか坂井郡でちょっと残っていた。ほかのところもあるのでしょうか。それら含めると金額も、まあ大きな事ではないとはいえ、入ってこないのかなと思うところです。請求はしているのかどうかとののはちょっと分らないのです。その辺を聞きたいのと。

あと、クラス閉鎖とか、幼稚園の賄い費ですけど、1万1,383食分欠食というのですかね、聞くとびっくりするような数ですが、それにしてもコロナやインフルエンザの感染拡大による休園、そう見るとひどいというのか、それはやっぱり公立幼稚園も民間園も、同じような状況でしょうかというのをお聞きしたいのと。

あと、返還金の問題については、そういうことを指摘されて、年度が違うから

ということで返したというのは分かりました。

ちょっと2点だけ説明をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 歳入につきましては、今見込んでいる分ぐらいの歳入は受けるつもりでいます。ただ、どこの市が負担しているかって、市って言っちゃいましたけど、F市とか一部の市で500円負担を、自己負担をしているという形で、先般の福井新聞等にもF市とかは、6年度からはなくなるという情報は得てはいますが、今年度につきましてはまだ一部の市で自己負担とか取っているみたいなので、それを各市町で整合性を取るということで、その分は減らして県補助が入ってくるという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

あと、欠食につきましては、民間園につきましてはクラス閉鎖とか、学級閉鎖とかいう事実がございませんので、欠食みたいな形はないと思います。これはあくまでも公立だけの、4月から12月分につきましてはインフルエンザで、クラス閉鎖とか学級閉鎖はかなりさせていただいておりますので、その分は町が休園という形で、処置を取らせていただきましたので、その分はやっぱり返還するという形で対応しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、農林課関係、19ページから23ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 予算説明書の21ページ右側をお願いいたします。

水産振興諸経費の負担金、補助及び交付金の補助金でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業補助金として43万7,000円の増額補正をお願いするものです。

これは、九頭竜川中部漁協の中間育成施設の電気料及び配合飼料の高騰に対しまして、令和3年度と5年度を比較した増額分につきまして、福井市、坂井市、永平寺町が各市町の漁協の組合員数の割合に応じて算出された金額の2分の1を補助するというので計上しているものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。



質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君）

一つは、ここは関係ないですが、農林の歳入のところで中山間地域総合整備事業分担金が4,848万、これは何か事業がなくなったからそういう減額になったのかなと。ただ、予算に上げてあるのに減っているのは、どういう理由なのかというのの一つですね。

20ページの中山間総合対策支援ということで、営農省力化の問題が上がっているのですが、営農省力化、何に対して支給されているのかなと。まず返還の原因はということで、金額も金額なのでちょっとお聞きしたいですね。

あと、21ページの中部漁協の値上がりに対する支援については何の問題もないと思うのですが、ただ、電気料の問題で言うと、本町のいろんな施設で高压電気料は当初の見込みよりは随分減ってという話があったので、それとの関係ではどうなるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず歳入の点でございますけれども、全協でもご説明をさせていただきましたが、中山間地域総合整備事業というのをずっとやっておりまして、今年度、5年度の予算で歳入予算をした理由としましては、今年度で事業が完了するという見込みでございました。この事業につきましては、完了時点で受益地区から負担金をまとめて納付していただくという協定書、覚書を交わしております。それで歳入にしているわけですが、一部の地域の事業が6年度にずれ込むことが確定しましたので、確定してからいただくというお約束の下でしたので、今回、当初、5年度の予算はそのまま流させていただきます、同額といたしますか、その分、6年度の歳入予算のほうで計上をさせていただきますのであります。

それと、営農省力化の歳出の減額でございますけれども、これは返還というものでなくて、3つの営農組合・団体がそういう機械の導入支援を行いました、いわゆる入札差金が出たためにその分の減額となるものでございます。

あと、漁協の電気料に対する支援でございますけれども、たしかこれ、ほかのいろんな施設につきましては、年末に予算化があったと思います。ただ、漁協の育苗施設についてはずっと年間通して稼働しておりまして、やっぱり額も大きいことで漁協さんと話しする中で、金額の確定を2月の実績まで確認してから、出

させていただきますというようなことで今回額を確定したために、補正ということで上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そういえばその話をお聞きしました、6年度に持ち越しというのは。要するに、それにしてもその分担金かなり大きいなというのはちょっと感じとして持っています。

それと、中山間総合対策支援で、これは差金だけということで、いろいろ農業法人AとかBとか書いてあるのですが、それはそれなりに分かるようにしておいていただくと、ありがたいのかなと思うところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） なければ次、商工観光課関係、23ページから25ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、建設課関係、25ページから27ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 補足説明は特にございません。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、えい住支援課関係、28ページから29ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 質疑というよりもご感想というのかお聞きしたいのですが。

28ページのえい住支援課のところのいろんな形で計画を立てています。この中の全国版で県2分の1の補助ですが、大体全部件数が減っているわけですね。予定よりも減っているという形でしょう。やはり今後それを充実する上には、どこが一番ウイークポイントやったのか、今後はそれをどう改善していくかという、何か思いがあったらちょっとお聞かせください。なかなか、当然大変なのは分かるのですが、どういうふうに分されたかをちょっとお聞かせできればというふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 今回の移住定住促進事業の中の移住就業等支援金につきましては一部減ってはございますが、これまで取組の中で移住、定住の数というものは増えてきている、社会増として実績が上がっているというふうに考えてございますので、引き続き、今までの取組を続けていくことを考えております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） この前、私ども視察に行ったところなんかも、県と同じように移住、定住のところは力を入れています。そこの方々の話によると、やっぱりいろんなところ視察というのですか、行って勉強しているわけですね。全てが当てはまるとは思わないですけど、やはりそういう意味でこれだけの当初の件数から見ると減っている部分もあるので、そこらあたりもぜひまた、大変でしょうが、お力をいただきたいと思って今質問をさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 綾部市でしたっけ、行かれたの。

○11番（上田 誠君） はい。

○町長（河合永充君） そこをうちの中で分析もさせていただきました。例えば社会増ですと、永平寺町、若い人の移住が多い、綾部市はどちらかというと高齢者の移住が多い。社会増、人口の割合からいくと永平寺町とよく似た感じの町が出て、永平寺町、昨年、今年、おとしも社会増になっている町になっています。これは去年に限っては福井県内3自治体だけが社会増になっていて、ほかはマイナスになっている。七、八年前は大幅に社会減、自然減があったのですが、数年前からは社会増、もしくは社会減でも多少のずれがあって、これも毎年毎年、年によ

ってやっぱり若干のぶれがあるのもありますので、これについてはまた引き続きやっていきたいなと思っていますし。

また、永平寺町が取り組んできた人口増対策については、ある程度その効果、また実績が出てきている中で、えい住支援課が常にどういうふうにやっていったらいいかというのも考えておりますので、今回マイナスもありますけどプラスもあるというのがありますので、引き続きおごることなく、他市町のいろいろな情報とか、永平寺町に似た環境のまちを視察させていただいて社会増に、これからだんだん、年々この社会増を増やすのも厳しい状況になってくるかなとも思いますが、引き続きしっかり取り組ませていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 29ページ、景観計画冊子ということで示されているのですが、いわゆる本町の景観地域の風景を前面に出した本と思っているところですけども。

その景観をどう残すのかというのは、今度の能登半島での地震で景観区域、輪島なんかはある意味ほぼ壊滅してしまっています。だからこの永平寺、特に旧松岡について言うと、福井地震でもう壊滅的な状況でした。それ以後一斉に建てられたうちがまだ大分残っていると。耐震済みは8割ということを言いますが、残っているそれ以外の地域、旧永平寺、上志比ではそのときにも被害がなかった、被害は少しあったのかもしらんですが、そういう一定年数のたった家が残っている。そういう地域が、特に切妻の建築物、景観ということで、京善などがそれに指定されているのだらうと思いますが、そういうところほど今度の能登の地震ではその大きな被害があった。ここに景観と出ているので、そういう意味ではそういうのをどう保存していくかということ、やっぱり耐震の補強も含めて、促していくことを集中的にやらないと、そういう景観が残っていかないということが明らかになってきたのではないかなと思うので、景観条例がうちにある以上、そういう景観地域を残していこうとするときには、それなりの努力もしていかなければいけないのではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 古民家に対しましての耐震補強につきましても、補助の要綱もございますので、また来年度、個別に回りまして耐震を進めていきたいと思っていますので、その中で皆さんに、古民家につきましても耐震補強が進むように、耐震診断などを進めていただくように、取り組んでいきたいと考え

ております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、上下水道課関係、30ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） こちらにつきましては、後に説明します特別会計における実績に伴うものでございまして、その他補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、永平寺支所関係、31ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 補足説明等はございません。よろしく願います。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、会計課関係、31ページを行います。

補足説明を求めます。

会計課参事。

○会計課参事（池端時枝君） 補足説明はございません。よろしく願います。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 31ページの会計課ですけれども、金利の条件のいいところへ借換えなんかをしているという話でしたけれども、財政調整基金、一番大きい基金があるところについては、マイナスがついているのですね。その説明をしていただくとありがたいのですが。

○議長（中村勘太郎君） 会計課参事。

○会計課参事（池端時枝君） 基金の組替えを行っております。

あと、組替えにより取崩しを行っておるため、収入見込額が減少いたしました。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

○6番（金元直栄君） はい。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

なければ次に、学校教育課関係、32ページから33ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、生涯学習課関係、34ページから37ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、生涯学習課関係についてご説明いたします。

まず、予算説明書37ページ左側をお願いいたします。

緑の村ふれあいセンター管理費、ふれあいセンター体育館天井耐震改修工事实施設計業務311万3,000円につきましては、能登半島地震の影響により体育館内の天井材が落下したことから、現在、使用停止にしております。できる限り早く施設開放を再開するため、改修工事の設計業務を計上するものでございます。

また、予算説明書35ページ左側、文化会館施設管理諸経費、サンサンホール大ホール天井耐震改修工事实施設計業務642万4,000円、予算説明書37ページ左側、緑の村ふれあいセンター管理費、多目的ホール天井耐震改修工事实施設計業務642万4,000円につきましては、さきの体育館天井と同様に既存不適格となる特定天井であるため、現行技術基準に適合する天井に改修するため、設計業務を計上するものでございます。

広さと金額が比例してはございません。サンサンホールとふれあいセンターのホールの天井は、遮音、反射、吸音といったホール特有の機能が必要でございますので、鉄骨で新たな構造体を天井の高さに設置し、その構造体にじかに天井を張るといった工法を予定しております。そのため構造計算が必要となりますので、金額が体育館に比して高くなるといったことでございます。

なお、こちらの予算は全て令和6年度へ繰り越すものでございます。

以上、生涯学習課関係の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほど説明受けました天井のところですが、まず1つ目、大体のスケジュール、工事も当然伴ってくると思いますので、大体のスケジュールをお聞かせいただきたいということ。

それから、ホールの場合に直付けということになった時点で、やはり音響効果も変わってくるのではないかなと思うのですが、それはなかなか、専門家でないと測定とかできないとは思いますが、そこらも含めてどうなのかなというのも含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 設計しまして、その設計を見て補正でやらせていただくことになるかなと思います。

音響については、先ほど説明したとおり、設計が高くなっているのは音響とかそういったことを見なければいけないので、設計が高くなっているということでもあります。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 調査か何かするのかなというのが1点と。

それと、先ほど言った全体のスケジュールと、大体の補正で組んで、出来上がりは大体いつ頃かなというのを、それだけちょっと。一応6年度中にそれがちょっと繰り越して大体7年になるかとも思うのですが、そこらあたりのスケジュール感があつたらお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） まずスケジュールですが、当然今から実施設計するわけで、今のところの見込み、工事自体の期間といいますか、かかる工期はおおむね5か月ぐらいと聞いています。今ほど町長申しましたが、工事の費用については補正で対応させていただきますので、できる限り、とにかく今施設止めていますので、できるだけ早く行いたいと思っております。

また、ホールの、今言われました調査ですけれども、もちろん実施設計業務の中でそういったホール特有の天井にするためにそういった、調査と言うのはあれですが、ホールに適合する天井を設計いたしますので、よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 35ページの地域スポーツチームへの、ふるさと納税等からの支援ということですけど、これって減額することで運営していけるのかなと率直に思います、それが一つ。

もう一つは、今の天井の問題ですけど、体育館の天井については、もう撤去してフレームに照明をつければいいのではないかと。大きな工事をすれば大きなお金が要るということを考えてやらないと、基本、国はそういう体育館の天井についてはつけないと、特殊な体育館でない限りという話だったと思うんでね、そこはそうやってしたほうがいいのではないかなと、私は思ったりしています。

それに、多目的ホールですけど、これ問題提起になるかしらんですが、本町に文化ホールが2つ要るのかということをやっぱり十分考えなあかん。大きなお金をかけて改修、耐震補強というのですかね、していくかどうかというのは、やっぱりしっかり見据えた計画をしていかないと、ここは宝の持ち腐れというのですかね、言葉はあんまりようないですが、そういうことになりかねないと思います。そこは十分考えていかないといけないと思いますが、緑の村のふれセンの問題については2点、ちょっと答弁していただくとありがたいです。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それではまず、35ページ右側の企業版ふるさと納税に伴います地域スポーツチームの補助金270万円の減額ですが、こちら、先ほど総務課長がご説明しました、当該年度にいただいた寄附金に係る補助金につきましては、ブルーサンダーの場合は継続的に続けていくものです。ですので、今年度、令和5年度分をまとめて翌年、令和6年度に補助金として支出するというような仕組み、つくりになっていますので、そういったところをご理解お願いいたします。今回、9月補正で一旦計上しましたのは、こちらの事務手続の不備でございましたので、大変申し訳ございません。

次に、体育館のほうの天井の件でございますが、こちら実施設計業務を発注しましたら、天井でも特定天井ではなくする天井復旧もございますので、そちらと、今ほど金本議員おっしゃった天井を取る、といった工事の比較をまずさせていただいて、そこで工法のほうは検討したいと思います。当然天井があれば天井落下の危険性はございますが、今天井を取りますと、あそこの体育館ですと換気の換気扇がついているわけですが、そちら天井を取ることによって換気の量が変



更になりますので、そうすると新たな、またちょっと問題が出てくるかも分かりませんので、その辺は2つの工法をできるだけ早く検討して、1本の工法で復旧したいと思っております。

次に、多目的ホールの用途の件でございますが、まずは天井を張るということですが、2つホールがあるのはどうかということですが、まずは安全性の確保をしないといけないので、こちらのほうの天井の復旧については進めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 体育館の天井については、学校体育館は天井を取るように、また社会体育館についてはその取決めはありませんので、金元議員やっぱり経費のことも心配されておっしゃっていただいていると思います。

ただ、僕もよく似たことを言ったのですが、今言ったとおり、天井を取ったら取ったで、さらにちょっと工事費がかかってくるということで、どちらがいいかということも併せてお話ししていい方向で、安全が第一ですが、決めていきたいと思っております。

ホールの運営については、現行、コロナも明けましてどちらも活発に使っていただいている中で、まずは急に、例えばサンサンホールの天井が駄目ですから使用禁止にして、ふれセンで皆さんやってくださいと言うわけにも、やっぱりそれはいかないなと思いますので、しっかり使われている以上は安全確保のためにこういったことをさせていただきたいなと思います。また、そういったホールのそれについては、行政改革の特別委員会の中でも話し合っていて、議会としての意見を賜れば、また私たちもしっかり調査させていただきますし、そういった公共施設の再編についても、またいろいろ進めていきたいなと思いますので、またご意見を賜ればと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そこは難しい問題があると思います。多目的ホールをどうしていくかということも含めて、それ十分考えていかなければいけないと思っています。

ただ、なぜこれが、天井を取るということと言われるようになったかといいますと、今からで言うと平成の11年でしたっけ？ 阪神・淡路大震災は。

○議長（中村勘太郎君） 7年、阪神は7年。

○6番（金元直栄君） 7年、そのときにやっぱり体育館等の天井がかなり落下したと。東北の震災のときには九段会館が天井落下して1人亡くなったはずですよ。それがありました。

たしか横浜にあるプールの天井が落ちた、体育館みたいなどの天井が落ちたということから、当然学校はと言うのですが、いずれにしても体育館の天井については、業者は耐震性があると言っているのですが、やっぱり松岡の小学校の体育館のときも、業者は耐震性がありますから天井をとということをして天井を張りました。学校のやつは天井取れということを取ったのですが、そこはやっぱりきちっと、業者の言うのと天井の耐震基準との関係は、ちょっと関係ないと思うし、微妙な問題があるので、そこは判断して、あまり金のかからないような方法という意味では、例えば、いわゆる文化ホールの舞台の上というのは、みんなフレームで構成されているわけですね。で、黒っぽくしておけば天井があまり見えないで、照明が途中から下に下がっていけば、上は見えないということになりますので、そういうやり方で十分やれるのではないかと僕はそう思うので、以前から天井の問題については言ってきましたけど、この際やっぱり、もし避難所として指定されているのなら、天井は設けないということは徹底したほうがいいのではないかなと思います。いわゆるこういう部屋の天井とはちょっと意味が違うので言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 今ほどのお話でございますが、実は松岡小学校体育館の工事担当者は私でございます。ただ、今ほど言われた業者の言いなりで、天井を施工したわけではございません。今回計画しておりますのも、業者の話というよりは、今回、全協のときにもお話ししましたが、福井大学の福井県の耐震評定委員会の委員長の助言もいただき、また、その先生が東北、また、さきの能登地震に現地入られまして、全ての体育館天井が落ちているわけではございません。その点いろんなご意見いただきながら、工法のほうは、天井を取ることももちろん含めまして検討いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、消防本部関係、38ページから40ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） 補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 1点だけ。農林のほうで、いわゆる災害復旧の予算が出ていました。それは昨年7月の豪雨のやつが主やと思うのですが、これは建設でもあったと思います。それらをまとめて、大体災害復旧にかかった、総額なんかもどこかで分かるように示していただくとありがたいですが。

それと、さらに災害復旧まだ進んでない分、含めてどういう計画があるのかというの、できれば、当時そういう災害のところのいろんな写真なんかをつけた資料を出していただきました。これは本当に分かりやすくありがたかったと思うのですが、現在どうなっているのかも含めてやっぱり示していただくとありがたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 今の件につきましては、5年度の決算の認定のときに、資料をお出し、その時点で終わっているところまでの決算ということでまた提出させていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） それでいいです。決算で出していただければいいですが、本当は、ここに農林でそういうのが出ていたので、どれくらいになっているのかなというのはお聞きしたかったなと思っただけ。

それに、私が思っているのは災害でした。災害ということは、この単年度というのか、半年ぐらいで全部復旧できるわけではないと思います。そういうことの見通しも含めて、やっぱりここで災害があったのですから、地域住民にも知らせる意味では、こんなことを考えていますよと大体お話ししていると思います。しかし、それをまとめたものをどこかで、それは決算ときに出していただくならそれでもいいと思うのですが、そういう先に見える方向を示していただくのがいいのではないかなと私は思っています。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長、何か対応考えているのか。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） まず委員会とかそういう場で途中経過として報告させて

いただくと、全協でもまた報告させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第2号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第2号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。半より、30分より、再開します。

（午前10時16分 休憩）

---

（午前10時30分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 議案第3号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第3号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第3号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

議案書の33ページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2保険給付費等交付金償還金77万8,000円につきましては、過年度分の事業精算に伴い国庫支出金等を返還するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月19日全員協議会資料をご用意ください。あちこち大変でしょうけれども、よろしく対応をお願いします。

予算説明書41ページから42ページについて、担当課の補足説明を求めます。  
住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 補足事項については特にございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 調整交付金の保険者努力分というのは、努力分って、意味が分からないのですけど。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 保険者努力分につきましては、医療費適正化の取組を行いますとその部分、要は保険者がいろんな努力をして医療費適正化に取り組むということで、その部分について国から補助金をもらっている分でございます。当町のほうでは歯科検診ですとか、あと後発医薬品を使うようにという勧奨ですとか、あと重複・多剤投与への勧奨とかそういった取組をしているところです。あくまでもその年度においては、見込みでお金をもらっておりますので、実際その結果に応じて翌年度に返還を行うというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第3号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第3号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第4号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第4号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第4号、令和5年度介護保険特別会計補正予算について補足をいたします。

議案書の43ページから46ページにかけて、歳出予算の事項別の明細がございます。

これらは、各種介護サービスの利用の実績によりまして、給付費及び審査会手数料などを増額するものでございます。

以上、議案第4号についての補足とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月19日全員協議会資料のご用意をお願いいたします。

予算説明書43ページから49ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、予算説明書44ページ右側をお願いいたします。

施設介護サービス給付費912万円の増でございます。令和5年度においては特に介護老人保健施設、介護医療院の利用について増加がありましたので、補正をお願いするものでございます。医療が必要なサービスが特に高くなってきているということでございます。

現在の入所者を申し上げます。介護老人福祉施設170人、介護老人保健施設77人、介護医療院では約3名ですね。合わせて250名の利用ということでございます。

45ページについては、介護予防サービス等諸費でございます。

要支援者の方の増加に伴い、介護予防サービス給付費、それから密着型予防サ

ービス給付費ともに増額をお願いしております。

47ページ右側をお願いします。

介護予防・生活支援サービス事業費640万円の増でございます。これは地域支援事業でございますが、要支援者に対するサービスの給付費でございます。コロナ禍が明けて重度者の減が一時ございましたけれども、大分通常どおりに戻ってきているということ、それから、要支援者の増加が始まっておりますので、給付費それから地域支援事業費についても増額ということになっております。

現在の傾向としては軽度者の増ということで、非常に危機感を持っているような状況でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 1点だけ。そんなに難しい事でないですが。

45ページの福祉用具のところ住宅等用具と分かれていると思うのですが、住宅用具は少ないと思うのですけれども、その、例えば件数の振り分けと、それに対する金額等があったらまたお知らせください。それをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 左側、介護予防サービス給付金。

○6番（金元直栄君） 福祉用具と住宅改修サービスに分かれています。

○11番（上田 誠君） 分かっているのは、2つ一緒になっているから、そこを一緒に書いてあるで、そこをちょっと区分けしてもらおうと助かるねと。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 申し訳ございません。内訳の数字を今持っておりますので、またご報告差し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほかはございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第4号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がございますか。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第4号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第5号 令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、議案第5号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、議案第5号、令和5年度町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について補足をさせていただきます。

議案書の55ページをお願いいたします。

款2医業費、項1医業費、目1診療費223万2,000円につきましては、人事院勧告を受けた人件費の増による指定管理委託料の増額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月19日全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書の50ページから51ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 補足説明は特にございませぬ。

以上です。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第5号、令和5年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第5号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第6号 令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第6号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第6号、下水道事業特別会計補正予算について補足をいたします。

議案書64ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,053万3,000円の減額につきましては、昨年度の歳入歳出額による消費税納入金の減額、款2下水道事業費、項1下水道維持管理費、目2特定環境保全下水道維持管理費400万円の減額につきましては、中央浄化センター及びマンホールポンプに係る電気料の減額、項2下水道建設費、目1公共下水道建設費240万円の減額につきましては、工事の入札差金による工事請負費の減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月19日付全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書の52ページ、54ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 補足説明は特にごございません。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第6号、令和5年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第6号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第7号 令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第7号、令和5年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) 議案第7号、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足をさせていただきます。

議案書73ページをお願いいたします。

款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水維持管理費、目1上志比地区農業集落排水維持管理費400万円の減額につきましては、処理場及びマンホールポンプに係る電気料の減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は2月19日全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書55ページから56ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(勝見博貴君) 補足説明は特にございませぬ。よろしくお願ひしま

す。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。  
よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。  
これで議案第7号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第8号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算に  
ついて～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第8号、令和5年度永平寺町土地開  
発事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。  
資料は2月26日付議案書をご用意ください。  
補足説明を求めます。  
財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第8号、土地開発事業特別会計補正予算について補  
足をさせていただきます。

議案書77ページをお願いいたします。  
歳入歳出増減はございませんけれども、宅地造成事業につきまして、測量・登  
記業務委託、これ195万6,000円を、今年度完了することができないとい  
うことで翌年度に繰り越すものでございます。  
以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。  
資料は2月19日全員協議会資料をご用意ください。  
予算説明書58ページ、繰越計算書について、担当課の補足説明を求めます。  
えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明は特にごございません。よろしくお願  
いします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第8号の第1審議を終わります。

（「議長、ちょっと一旦暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

---

（午前11時12分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第10 議案第16号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、議案第16号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書85ページをご覧ください。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、補足説明をいたします。

85ページをお願いします。

今回の改正にお願いするのは、在宅勤務手当等を追加すること、並びに会計年度職員においてフルタイム職員、在宅勤務手当を追加すること、並びに勤勉手当の支給を新設することです。

在宅勤務手当につきましては、一月10日以上在宅勤務が3か月続いた場合

に、月3,000円支給できるものということでございます。

会計年度職員の勤勉手当につきましては、一般職同様な率を支給月も同じく支給できるようにするというものでございますので、よろしく申し上げます。

以上、補足とします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この条例、全協に示された資料では在宅勤務手当等を新設するというのですが、フルタイム者で10日以上3か月続けば3,000円の支給というのは、それは日に3,000円ですか、それとも月に3,000円ですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 月に3,000円です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） あまりよく分かってない、私分かってないですけど、その人の在宅勤務している勤務手当というのは普通に出るわけでしょう。それで家で仕事をすれば、家のいろんな電気料とかそういうのを使うから、その金の支援として3,000円ということで捉えていいですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 議員おっしゃるとおりです。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと確認ですけれども、多分聞いているとは思いますが、すけれども、この手当に該当する職員というのは本町にはいらっしゃるのですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 在宅勤務に該当する職員というのは、正職員あるいは一般職員も含めて、会計年度フルタイム職員も含めて全部対象になります。あくまでも在宅勤務を命じられた職員で在宅勤務をした職員が対象になりますので、職種別に対象になるかということは別にしまして、あくまでも在宅勤務を命じられた職員になりますので、その点ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ですから、命じるような職員というのは今まであるのです

ようか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） コロナ禍においてはございましたが、今こういう制度は手当を支給するようになりましたが、これから働き方改革の中で職員の勤務体制も、これは構築していきますので、まず環境を整えるということで手当の創設をさせてもらったと。これからまたそういう事態が起きるかどうかというのは、職務の内容とかそういうことで、今後また制度化を考えていかなきゃならないということでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第16号について第2審議に付したい案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第16号の第1審議を終わります。

～日程第11 議案第18号 永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書90ページをご覧ください。また、全協資料の83ページでございます。

議案第18号、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） それでは、議案第18号、永平寺町公の施設の指定

管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、第5条について、でございます。現在、指定管理候補者の選定においては公募による申請を基本としていますが、非公募による特例を設けています。ただ、この候補者の選定においては、本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体に限定されています。そのため、永平寺町内の意欲的な団体や企業が現れ、設置目的を達成するために、優れた提案や運営手法を持った候補者であっても、選定することができない状況です。公の施設をより効果的で効率的な運営を任せられる、指定管理候補者が現れた場合の選定枠を広げるため、限定されている条文を削るものでございます。

次に、第5条の第6号について、でございますが、第5条の改正を受けまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により整備した公の施設について、整備事業者に当該公の施設の管理を行わせることができる条文を加えるものでございます。

そのほか、条例内の条文表記の統一化など、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今聞いていると、特例枠の拡大というのですかね、私が12月の一般質問で指定管理の問題でしたのは、いわゆる公の団体等が引き受けている指定管理、もしくは業務委託も含めてですが、それらについて、指定管理の場合は国の法律では基本公募になっていますけど、公募でなしに、全国的に見ても半分ぐらいがそういう公の団体等については継続的に公募によらずにやっていると。それは何でそういうことになっているかという、国は公募でやれ、民間ができることは民間にやらせろということを言っているけれども、それでは公の公共施設やいろいろな事業の目的から外れるおそれがあるので、自治体として判断して、公募によらず継続している、そういう事例が約半分やということを指摘したと思います。

だからこれ見ていると、それを逆手に取って、広く民間も指定管理者として選定できるというのは、逆行しているのではないかなと私は思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 議員を仰せのとおり、今までうちの指定管理の募集方法としては、公募をまず基本としてやってきました。今、うちのほうでもいろいろ、町内としては指定管理設けている団体あるのですけれども、期間によって、期間が5年ないし10年ないし決められていますので、その継続するときには、やはりまた公募でやるか、また、金元議員言いましたように、特定の団体が今既存でやっていて、それが例えばいい実績を見込んでいるのであれば、またそれをそのまま継続していくということもできます。

ただ、その中でそういった場合を盛り込んだ場合にも、こちらのほうの条例で決まっているのは、あくまでも特例でそういったことをしようとする、公共の団体、公共団体ということできちんと位置づけられてしまっています。そういったことになりますと、一般の町内のそういった企業、企業が今やっているところもあります。そういったところは継続してできませんので、そういったことを考えますと、幾らいい企業があっても継続して特例で設けることができないということで、あえて広く選定できるように改正するというところで考えていただければ結構かと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） いろんな団体がある中で、指定管理を受けていただいています。やはりこの条例の中で、あなたの団体はいいですよ、あなたの団体は駄目ですよ、そういったわけじゃなくて、やっぱり条例化する中では広く、実績があったり地域に貢献したりできる、そういったところを落とし込むというのと。

もう一つ、金元議員からあった、決算の皆さんの決議の中でも温泉の指定管理を見直すこと、という決議をもらっていただいております。そういった中で、この議会の声、またこういった指定管理のこれからの在り方、実はこれが始まったときと今とでは大きく、指定から受けてくれるところもどんどんなくなってきている、また、受けてくれるところも、頑張ったら頑張っただけ収益をもらえないのであればできないとか、人がいないからできないとか、こういったことになっている中で、いろいろな角度で、どういうふうに公平性を持って実績のあるところ、そういったところに応援していただけるかということで、金元議員の提案もありましたけど、議会の決議、そして今のこの指定管理の社会状況、こういったことを踏まえて、そういう提案もいただいておりますので、今回、条例改正をさせていただきます。



○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 僕は、指定管理というのは、公の施設や事業の設置目的があるわけですから、それはそれなりにきちっと選定していく必要があると思います。特に、もう率直に言いますけど、介護事業なんかでいきますと、デイサービスセンターなんかを老人センターも含めて、社会福祉協議会に委託しています。これは社協にやってもらっているというのは、町の経過もありましたけれども、それは永続的に長くやってもらうのは大事やと思います。

そういうことを考えると、それが保障、担保できないところにはできないということになりますから、それは当然いろんな事業の関係で交代があったりすることも、それはなかなか難しいのではないかなど。

だからそこで言うと特定の、社会福祉協議会って、町長が思っているだけで特定の団体やと僕は思っていない。公共的な団体やと僕は思っています。向こうはいろいろ言っていますが、社会福祉法に基づく法人やということは言っていますが、できた状況、実際、町の福祉事業を肩代わりしてもらっている団体ですからね。

でもそこにほかの、要するに資金力があるかどうか分からない民間の業者が、入ってくるという門戸を広げてしまうのは、それは、僕は逆行じゃないかと思えます。

町長は僕が思っているのとよく似たことを思っていて、そう言われているならいいです。でもこうやって言われると、今までの経験から言うと単純にそうはなくて、社協できなければ離してもいいよというスタンスやと、それはちょっと問題やと思います。下手するとですよ、今、民間の訪問系の介護事業者ってかなりやっぱり潰れている、経営側は成り立たずに。経営が成り立たない最大の理由は人が確保できない、そんなことがあるので、その辺は十分考えた上で、ほかの民間においても門戸を広げてしまうのはどうかと率直に思いますが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、デイサービスとかそういったところには社会福祉法人、もういっぱいあります。そういったところがどんどん参画してくる。これは永平寺町だけではなくて、社協の位置づけとは地域福祉、ここをお願いしてしっかりやっていって、そこの分、物すごく公と近いところがあると思います。

そこの社会福祉法人についてはいろいろなところがある中で、実は今回、指定管理を受けている社協さんから、人が足りないから最初の契約と違うようなやり

方でやらせてほしいという提案をいただいております。社協さんが実は一社会福祉法人として、私たちはこれに基づいて地域の、またいろんな方がやっている中で、ぜひお願いしたいなというところはあるのですが、できない可能性もある。全てを受けていたら人がいないなど、そういったフェーズに入ってきていますので。

こういった中で、もちろん地域の社会福祉法人のところには連携も取っていますので、どうですかという話とかはできるような立てつけにはなっていると思いますが、基本、社協さんがやっていけるのかどうか。社協だからこれをやりなさいではなしに、まずそこの判断というのは社協の経営、理事会、そこがあると思います。これからはそういった点で、決して、社協をないがしろにするとか除外するとかそういったことではなしに、一つの経営をしっかり判断をしていただいてやっていただく、それは尊重しなければいけないなと思いますので、そういった点でお願いします。

今のこれがなかったときには、社会福祉法人と言えばいろんな方々が手を挙げることができるのですが、今回こういったことをすることによって、ある程度この地域に貢献をいただいているとか、そういったことでできるようになるという、そういった条例ですので。

先ほども申し上げています指定管理も、出来上がったときと今とでは、どちらかというとは昔は「させてあげています」「させてあげる」、これは物すごくおこがましい言い方かもしれないけど、という時代があったかもしれないですけど、今は「どうかしてください」「手を挙げてください」「いろんな提案をしてください」という、そういった時代に、人手不足とかいろんな状況でなっていますので、そういった点で幅広く受け入れられる、こういった条例も必要かなと思っています。基本は、今までのそういったやり方を進めていくというのは基本かな。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 私とよく似たことを考えて、こういう条例の提案と言われているのかもしれないです。

ただ、僕、本町の、自治体内にある社会福祉協議会というのは、その自治体の性格によって、いろんな方向性が定められているように私は思っています。実際そうですから。そうすると、本町の社会福祉協議会の成り立ちを考えると、どう見ても、町のいろんな福祉事業の担い手、それは民間とはちょっと違う意味

合いがあると思っています。町長もそう思っていると思います。

だから、そういうところが不安になるような方向性を、こっちが見ていても不安になるような、運営している側も不安になっている状況があるとしたら、どうするかという方向を、やっぱり双方が納得できるまで話していかないと、それは社会福祉協議会の成り立ちがありますから、そこをぼんとどこかで何かを切るとかということが生まれるというのは、それは双方にとって不幸やと思います、僕は。そのことを考えると、これもう少し時間をかけて十分論議したほうがいいのではないかなって僕は率直に思いますけど。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほどから申し上げますように、今までどおり地域の全ての福祉を社協さんにとというのが、実は社協にとっては重荷になっているかもしれません。人がいなくて回すことができなくて、人件費が大変になってとかという、そういう事をいろいろお話聞いて、町としては、そうですかということで今話もしています。これからいろいろまた指定管理を出す中で、ぜひ受け取ってほしいなと思っていますけど。これまでの実績もありますので。ただ、そこは社協の理事会、経営、またそこで話し合って選択をして、提案をしていただけたらなと思います。そこにはうちの福祉保健課長も理事として入っていますし、そういう点ではしっかりと連携ができるかなというふうに思います。

ただ、もう一つは、そういった指定管理をするときに社会福祉法人の皆さんも手を挙げる権利はあります。その中で、ほかの社会福祉法人はできるのにここはできないのかとか、そういったこともありますので、ただ、そこは人が足りないのか、経営のやり方が悪いのか、資金が足りないのか、いろいろその団体ごとに諸事情があると思います。そこはやっぱりしっかり分析をされて、身の丈に合った指定管理を受けていただけるといいなというふうに思っています。

ただ、おっしゃるとおり、社会福祉とか地域福祉の部門のところでは町と社協はタッグを組んで、その分しっかりと支援もさせていただいておりますしお願いもしていますので、そういった点はしっかりやらせていただきますが、やっぱりこの人手不足の社会、この中でしっかり社協を維持してもらうためにも、そういったのは柔軟に私たちも話をしていかなければいけないと思いますし、逆にプレッシャーになったら駄目だなという思いもありますので、その辺は切り捨てるとかそんなのではなしに、お話をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っています。

ただ、今ここで、このプロポーザルの話の中で社協さんの話を議員と私がずっとしていると、いろいろな方々がこの永平寺町で、民間の方がしているから手を挙げようかなと思われている方が、「あの町は何や。1つだけのところを特別扱いするのか」というふうに思われても駄目ですので、こういった条例が必要になってくるのかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 本当によく考えてほしいのですが、この町の職員って250人ぐらい、管理職これだけいらっしゃいます。社会福祉協議会って合併して一気に100人以上になった様です。今は人員整理もいろいろして100人ぐらい。本当にそうやって、いろんな意味で担える状況が、国のいろんな介護保険とかそういうことに対する方向性もありますから、そういう中で担える状況が今はあるのかどうかということも含めて、僕は、行政、福祉事業、地域福祉なんか、は社協にお願いしているという町長の話もありますから、当然僕もそう思っています。そのことをきちっと位置づけて、安定的に経営できるかどうかというのは、もう少しいろんな意味で、人の派遣も含めて考えていかないと、なかなか難しいのではないかなと私は思っている面があります。

それは私だけの思いであればいいと思うのですが、だからこういう色が出てくると、ひょっとすると町長と僕とは、考えはよく似ているのではないかと思うのですが、条例上で見るとそうはなっていないように思うので、そういう意味でちょっとこれについては不安ですとだけ言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年でしたか、議員のほうから社協が大変だということを知っていて、私、実は知らなかったもので、そういったことを一切私たちは聞いていなかったもので、社協の方を呼んでお話を聞かせていただいた中で、その中では全然、どういうふうに改革をしていくかとか、どういうふうに持っていこうか、というのはあまりなかったような気がします。

ただ、町としては、そういうことではなしに、いろいろそこから議論をして、今回の当初予算でもしっかりと、社協のそういった点をサポートできるような予算も、組ませていただいておりますので、決して社協というか福祉に対して冷たい町とかそういったのではなしに、その辺の誤解はないように、しっかり寄り添った話をしています。

ただ、社会福祉法人とかそういったところが受けられるところについては、そ

こだけを特別扱いすることはできない、ということも社協の皆さんにもご理解を  
いただいて、いろいろお話もさせていただいておりますので、その辺はまたご理  
解をいただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） そもそもこの指定管理者制度については、平成15  
年の9月に旧管理委託制度から、指定管理者制度に移行しました。その前につき  
ましては、委託のときには、今言われた自治体の出資法人、または公共的団体、  
また公共団体に限定されて、委託ができたという形になっています。

今回、この改正を受けまして、個人を除く幅広い団体に幅が広がったというこ  
とで、うちの条例の中では、確かに特例については、昔の委託時代の条文をその  
まま使ったのかも分かりませんが、今の時代に合わせまして、やはりそういった  
本来の趣旨に基づいて、幅広く募集をかけられるように改正する、ということで  
ご理解いただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと説明を聞いていると、だんだん混乱してくるので、  
少し整理してお答えいただきたいと思いますけれども。

基本的には指定管理者は公募で、それで民間団体——法人団体ですか——も公  
募に応募することができる、という前提がございますよね。それで、今回のやつ  
は別に社会福祉協議会云々を特別にあるわけではないですよ。だから、今の論  
議は何かそのほうに行っているの。

じゃ、ここの全協資料で書いてあるところをちょっと見ていただきますと、要  
は特例で、要するに公募によらない特定なところを指定するときに、今まででし  
たら町が出資している法人、または公共団体もしくは公的団体に限られていると  
いうところを、団体や法人いわゆる民間の優れたところもいいですよ、というこ  
ろが大きな改正点だろうと思うわけですがけれども。

この指定管理の入札という言い方が適当なのか分かりませんが、多分、  
指定管理の審査委員会か何かで決定するのだろうと思うのですが、これは  
ただ単に指定管理料が一番低額なところ、すなわちいわゆる一般的な入札、契約  
入札というような同じ考え方ではなくて、多分、提案の内容も含めて審査をする  
のだろうと思うのですが、そういうようなことをやっているというところ  
であれば、この優れた提案や運営手法を持った民間でも、少なくとも指定管理料  
が他社よりは高くても、そういうようなのを持っていれば、そこに指定しますよ

というような、構造というのですか審査になっているのだろうと思うのですが、それをもってしてもこういうような書き方の改正が必要なのかどうかというのを教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 基本的に特例であっても、公募の場合は選定委員会を設けて選定します。特例であっても条例の中で一応、その選定委員会の中では特例で、例えば第三者の応募者がいい提案をされて、町としては、社会福祉協議会がそのまま継続してやられるという形で選定をしたいなということで、選定委員会のほうに同じようかけます。それであまり、ほんなにいい提案じゃない、思わしくないということであれば、その中で省かれるような形で再度公募をかけるという形もあり得ます。なので、基本的には特例で業者を選定しても、それはあくまでも選定委員会にかけた上での選定という形になりますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

補足ですけれども、今の特例の場合、いろんな方法はあると思いますけれども、例えばプロポーザルでこういった形、公募をかける前に、いろんな方法がありますけれども、プロポーザルで業者を募って、その中でいいところという形で選んだものを、再度選定委員会にかけるケースもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 私がちょっと危惧するのは、こういった今のやり取りの中で、この一部改正の趣旨というのは分かったとしても、理解したとしても、この条文は残りますから、じゃ、この条文に見合っただうかというのは今後なってきます。そうすると、この条文に違反しない限り大丈夫ですよということになりかねないです。まあ、嫌な言い方ですよ。今後ズーッと、5年、10年、20年後にこの条文が残っていると、要は、特に町とヒモついたところをこうやっていくというやり方は、この条文でも可能やったら行ってしまうから聞いているわけで、別に今がそうという話ではないですから。

ここに「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」という文言が、これ多分条文に出てくるわけですが、ここが一体どういうものかというのをちょっと説明してください。これどこにも載っていませんよね。この条文。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君）　こちらについては、昨年の楠議員からの提案もありましたPPPを考えた内容となっております。要するに、簡単にご説明しますと、PPPというのは、民間が連携して公共サービスの提供を行う事業スキーム、これが官民連携と呼ばれます。公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するというものですが、今言ったこの内容というのは、要するに民間に設計や建築をさせてそこで終わるものを、反対に運営管理までもその業者がやることで、町民サービスの向上が図れるということであれば、そのまま継続して指定管理的な運営管理もさせることができる、ということの条文を付け加えた、ということと考えていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君）　滝波君。

○9番（滝波登喜男君）　昔というか、我々が記憶しているのはPFIというね、あのときも、本当につくるときも視察に行ってやったのですが、いわゆる民間資金力も活用して公共施設を造って、そのままずっと運営してもらおうということだろうと思います。

その部分は全然おかしいということではないですが、この条文を見ますと、その部分に関して、いわゆる今課長言われたPPPの業者については、特定に指名してさせますよというような改正ですよということですか。

○議長（中村勘太郎君）　契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君）　今までPPPのことは全然入ってなかったのですが、要するに、そういったことをやって、その業者が運営管理もできるよということを、第6で盛り込んだということです。

それで決まりではなくて、またそこでほかの業者を入れることができます。

○議長（中村勘太郎君）　ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第18号について第2審議に付したい案件がありますか。

（「はい、あります」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君）　第2審議に付したい内容について、または理解できない事項についての発言をお願いいたします。

金元君。

○6番（金元直栄君）　今、条文を見ておりますと、（2）、旧条文では「本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体」というのを、今度はすっぽり

抜いてしまうということになると思います。そうなって、次の新しい条文になると、(3)、民間資金の活用も含めて言いますと、株式会社も社会福祉事業に参加できると、町の社会福祉事業を株式会社も担うことができる、ということにつながる可能性があるわけですね。そういう内容ですから、そのことを考えるともう少しこの条文の内容等については、論議していく必要があると思いますので、ぜひ第2審議をお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

ただいま6番、金元君より第2審議の提案がありました。これに賛同される議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村勘太郎君） 賛成者があります。

第2審議の賛成者がありますので、ただいまの案件、(2)などの内容についての審議をすることに、第2審議に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○6番（金元直栄君） はい、お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 第2審議に諮ることで異議なしと認めます。

したがって、ただいまの事項について第2審議に付することに決定いたしました。

これで議案第18号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

---

（午前11時54分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいまの休憩中にありました資料の提出の件ですけれども、それについて何を準備していただきたいか、これについて発言を求めます。それを踏まえて、ただいま本会議で求めてご案内。

金元君。

○6番（金元直栄君） 資料の請求の発言、許可していただいて、ありがとうございます。

いわゆる(3)の「第5条に第6号を下記のとおり追加する」とあるのですが、旧はなかったのですが、新のところに、民間資金等の活用による公共施設等の



整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の第2条第3項、第4項、また第5項、第7条がそこに出ておりますので、それらの資料を分かるように示していただければありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ただいま金元議員のほうから、「第5条に第6号を下記のとおり追加する」、この件の新のところの民間資金等の活用による、公共施設等の整備等の促進に関する法律等々における資料を提出していただいて、その説明を求めるよう行政をお願いします。第2審議においてそれを諮りたいと思いますので、提出のほどよろしく願いいたします。よろしく願いいたします。

これで議案第18号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時57分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第12 議案第19号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第12、議案第19号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書91ページをご覧ください。全協資料の87ページでございます。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 説明は特にございませぬ。提案理由のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 企業立地促進条例の一部改定、これについては別に反対するとかそういう意味ではなしに、内容がちょっと分からないところがありますのでお聞きしたいと思います。

1つは、冒頭、業種要件を定めて、優遇制度を設けているということをやった

ているわけで、「日本標準産業分類による永平寺町企業立地促進条例の対象業種」と書いてあるのですが、製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、これは分かるのですが、その後ろについている日本標準産業分類大分類Eとかね、そういうふうのがもう少し内容が分かるといいのですが、冒頭のやつは分かりますよ。それ以降のやつで、Hとか48運輸業種とかいろいろあるんですけど。

○議長（中村勘太郎君） これ一番下に書いてあるこれ。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 総務省が定めております日本標準産業分類のほうをご覧くださいければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ええ、まあそう書いてあります。だから日本標準分類が令和6年3月31日廃止され、4月1日からまた違うのに変わるというのですが、そういう中から、本町の企業立地促進条例の対象業種として選ばれている。何か、今回はこれでいいにしても、内容が分かるような資料、こんな日本標準産業分類とかってあまり聞いたことないあれなので、そこは何か分かるような資料があるといいのですが。だから、もし今日が駄目だったらまた出していただければありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。ほかがございませんか。

ないようですから、これで質問を終わります。

議案第19号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第19号の第1審議を終わります。

～日程第13 議案第20号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、議案第20号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は2月26日付議案書92ページ、全協資料98ページをお願いいたします。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、議案第20号のご説明をさせていただきます。

改正の内容としましては、大規模な危険物、屋外タンク貯蔵所の設置に係る許可申請審査手数料の金額のうち、該当する8項目の金額を改正するものでございます。金額につきましては全国一律となっております。

なお、永平寺町の管内におきましては、該当する浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の大規模な危険物の施設はございません。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第20号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第20号の第1審議を終わります。

～日程第14 議案第21号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第14、議案第21号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書の99ページ、全協資料の121ページ。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） 議案第21号の補足説明をいたします。

消防法施行令の一部が改正されたことにより、改正法令との整合性を図るため、火災予防条例第5章、消防用設備等の技術上の基準に記されている「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めます。

この条例は令和6年4月1日から施行としています。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 6番を逆さまに読むと9番になるのかもしれないですが。

「主要構造部」が「特定主要構造部」に改められましたということですが、ということはどういうことなのかということも分かるように示していただくとありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 「主要構造部」が「特定主要構造部」と「特定」という言葉がただけでございます。何ら今までと変わりはありません。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第21号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第21号の第1審議を終わります。

～日程第15 議案第30号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、議案第30号、永平寺町介護保険条例

の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

資料は議案書の12ページをご覧ください。全協資料の12ページでございます。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第30号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

追加の議案書12ページをご覧ください。

介護保険法に基づき、令和6年度から8年度までの各年度における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率を定める必要がありますので、改正するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 補足説明申し上げます。

3年を1期とする介護保険事業計画を改定いたしました。この期間中の介護保険料率を定めるための改正となります。この第9期期間中の介護サービスの見込み量、そして基金の活用から算出した一月当たりの額6,400円を基準として、国の標準段階である13段階に合わせた13段階で規定をしております。

第3条第1項の改正、これでは第1号から第10号を改め、第11号から第13号までを追加します。そして第2項から第4項については、所得段階の第1段階、第2段階、第3段階の保険料に公費負担軽減策を継続するため改正をします。

これによりまして、第8期保険料に対して、第1段階の方は95%の保険料になります。第2段階の方は97%の保険料、第3段階の方は98%の保険料、第4段階から第9段階について変更はございません。第10段階108.6%、第11段階の方は120%、第12段階の方は131%、第13段階の方には137%と所得の高い方には負担の高い保険料となっております。この分に見合う分を第1段階から第3段階の方に還元するというような設定となっております。

以上です。

○議長（中村勸太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 本町は基金の繰越しなどがこれまであって、今は2億円ぐら  
いあったのですかね、その関係で、前回と同じような基準額を月6,400円に  
されたのですが、ほかの自治体の状況というのがどうなのかというのも最近チラ  
シで入ってきています。結構、本町は高いほうに属するのかなと思っています。  
ただ、その高いといってもいろんな、ちゃんと介護の手当てができていますからそ  
ういう面もあるというのは当然知っているのですが、隣の坂井市なんかもしかか  
5,000円台ではなかったかと思います。その辺、一つどうでしょう。

もう一つは、階層の問題で言うと、以前、本町は10階層というのですかね、  
段階の負担階層でした。福井市は11階層やったはずで。福井市がそう改めた  
ときに、本町は何で11段階にしないのでしょうか、ということをお以前質問したこ  
とがあると思います。ここに来て13段階に改めるということですけど、その辺  
少しでも早くしていれば、より細かく負担割合が皆の所属に応じて、当てられて  
いたのではないかなと思うのですが、その辺どうなのか。

あと、本町の基準6,400円で第9期の介護保険の事業が組み立てられてい  
ますけれども、そこでの特徴などあれば示していただくとありがたいかなと思  
います。

○議長（中村勸太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 他市町の状況ということで、特に指定はせずに概略  
だけお答えするとすれば、多くの自治体が現状維持、一部には減額しているところ  
もございます。増額しているところもあります。多くの自治体が現状維持だとい  
うことをご理解ください。

階層について申し上げます。国の標準はこれまで9段階だったと思います。そ  
こを永平寺町は10段階に設定していて、所得の高い方には比較的高い1.75  
やったと思いますけど、負担していただいております。所得の低い方には0.5  
という条例上の規定にはなっておりますけれども、公費負担策により軽減を図っ  
てきたということがございます。設定としては必要以上の保険料を集めることも  
できませんので、必要な額を見込んで3年間の保険料を設定しているという状況  
で、第8期期間中においてはこれらの影響が大きかったと思います。

利用控えもあったと思います。かなり保険給付費が低くなったということで、

保険料財政にとっては余裕ができて、基金に積み立てたということでございます。基金を活用して、今回、6,400円を維持するというの中では1億4,000万円ほどは投入いたします。今後の保険料の高騰、先ほど補正予算でも説明申し上げましたけれども、介護状況については認定者の方も増えておりますし、給付費も高くなってきておりますので、今後急激な上昇になるということも、考えられるということだけ申し上げておきます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今回のいわゆる介護保険料の問題で言いますと、低所得者に対する軽減策が強化されている面がある。ということはよく知っているのですが、本当にそのことを考えると、これまで国は9段階と言っていますが、福井市は11段階でしたよね。それは先もってそういうことに見越しながら、されていったのではないかと思うのですけれども、本町の場合は10段階と、今回は13段階ということで、高額所得者というか、高額になるのかどうか分かりませんが、そういう人たちから引き上げると、いうことでこういう条例が定められていますが、軽減策が強化されているのですけれども、本当に介護保険、低所得者の利用も含めて安定的に、安心して利用できる制度になるのかどうか、そういうところはちょっと不安な面もあるのですけれども、その辺率直にどうお考えでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 保険料の設定については、各保険者に段階を設けることは可能とされております。ですから、国の標準に従って永平寺町も13段階に設定したということです。福井市を例に出されましたけれども、今回については13段階以上の設定をされているのではないかと推測しております。

給付の特徴といたしますと、永平寺町は県下でも施設サービスの給付率が非常に高い町になっています。施設サービスについては、お1人当たり多分年間300万円以上の給付費が出ることとなります。ですから、保険料については県内でも若干高めに出るのは致し方ないのかなと。施設サービスを求めている方が多いという状況は永平寺町の特長でもあると思います。

そして、居宅介護サービス費についても、国、県の標準に近い数字になっています。こういった点からすると、居宅介護においても標準的な給付費、施設介護サービスにおいては県下でも高い、全国においても高い標準額となっていますので、十分なサービスが届いていると。サービスを届ける際には、所得の高い方で

あれ低い方であれ、同じようなサービスになっておりますので、言い換えれば、同じサービスを若干高い金額で買う人もいるし、お安い金額で買う人もいるという理解にもなるかと思えます。標準的なサービスを丁寧に届けているというふうに理解しております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 介護保険利用されている方で一定の収入がある方については、利用のいわゆる2割、3割負担ということが言われているわけですが、それなのにこうして介護保険の基準額が変わらないということは、そういう事を見越してやっぱり利用が少し抑制されると、見られている面もあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 利用者負担が増減するという政策は確かに聞こえてきます。これによって抑制されるという面は、あつてはならないことだと思っております。被介護者、介護をする方、介護される方、両方を守るためのサービスでございますので、丁寧に届けていきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第30号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第30号の第1審議を終わります。

～日程第16 議案第31号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、議案第31号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

資料は3月7日付議案書の14ページをご覧ください。全協資料の20ページでございます。



提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第31号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

追加の議案書14ページをご覧ください。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正されましたので、関連する条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） では、補足説明を申し上げます。

今回の改正条例では4つの条例を改正します。

改正条例の第1条では、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例を改正します。居宅介護支援基準ということで、ケアマネさんが在籍する事業所の基準を改正するものでございます。

第2条では、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を改正します。地域密着型基準ということで読んでおります。

第3条では、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を、定める条例を改正します。介護予防支援基準ということで、地域包括支援センターに関係する条例となります。

第4条では、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を改正するものです。地域密着型施設で行われる予防サービスに絡んだ基準の改正でございます。

主なものを説明いたします。

第1条における居宅介護支援基準の改正については、基になる条例の第5条の

改正では、ケアマネージャー1人当たりの取扱件数と報酬逓減制ということで、ある程度の人員を抱えた場合には報酬が減額されるというものでございます。これのずれを改正し、整合性を図るものです。現行35名の上限を40名に改めるということで、最高44名でもオーケーということになります。

第7条の改正では、事業者の負担軽減を図るため、利用者への説明を義務から努力義務に改めるものでございます。

次に、地域密着型基準の改正におきましては、指定地域密着型サービスの管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内におけるほかの事業所でも構わないということを明確化しております。いずれも負担軽減を図るということでご理解いただけたらと思います。

次に、介護予防支援基準の改正ですが、地域包括支援センターが担っている介護予防支援の要支援者の方へのケアプラン、これについて包括支援センターが一手に握っているわけですけれども、なかなか業務が多忙になっております。居宅介護支援事業所のほうに委託する場合に、委託料の支払い関係の事務軽減が図られるということになります。といいますのも、国保連を経由して請求、支払いができるような体制に改めるものでございます。手を挙げた居宅介護支援事業所については、こういう取扱いでスムーズな支払いができるということになります。

地域密着型の予防基準については同様の改正になります。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） この改定を見ますと、いわゆる人手がないから、その部分を少し緩和したりして、たくさん見られるようにするという事になっていると思っています。例えば一つのところで言うと、居宅介護支援基準の改正ということでケアマネージャー1人当たりが、さっき40人と言ったでしょう。ここには49人以下であれば1人と書いてあるように思うので、ただ、ただできえ多いと言われているのにそれ以上多く見てもいい、ということはどういうことなのか。

2つ目は、身体拘束の問題は、僕はやっぱりいろいろ問題もあると思っていますが、どうかというのはちょっとここでは発言しないようにしておきます。

3つ目に、地域密着型の改定ですけれども、管理者が兼務できるのは、今まで

は同一敷地内にある施設ならいいけれどもと言うけど、ほかのところまで管理者としていいというのは、それは幾ら何でもやり過ぎではないかということを思いますね。

介護予防支援基準の改定、地域包括支援センターが担っている業務があまりにも多いからと言うのですが、ここはやっぱり本当に人を増やす必要があるということを考えています。基本的に言われているのは、介護審議会でも外国人をどう導入するかというのが今回は話題になりました。でも、よく考えてみれば、どうしてこの分野に人の働き手がないのかという意味では、やっぱり根本的に待遇の改善がされていない。だから大変なときにはそこにいないという状況が生まれてくるのだと私は思っています。

介護保険というのは本当に大事な事業で、これは福祉事業ではありますけれども、町が行う公共事業の大きな柱。だから昔はいわゆる土木とか農林、これが公共事業と言われていましたけれども、物を作るとか、でも福祉で働く、こういうところにも大きな公共事業としての意味がある、ということが言われた時代がありました。まさにそうだと思います。そこにどうやって投資するかということを考えないと、人はやっぱり集まってこないと思います。だから、こういう条文の改定だけでやろうとするのを、国は何を考えているのかなんて率直に私は思っているので、その辺はどう思われているのか、ちょっと聞きたいですね。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず1点目、居宅介護支援基準の第5条関係で申し上げます。

現行のケアマネ1人当たりの取扱件数は35件で、報酬逓減制ということでこれ以上超えたら、報酬が下がりますよというのが40になっているようです。ここで若干数字のばらつきがあるので、改正し整合性を図る、40に図るということです。原則として取り扱う要支援・要介護者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば1人とし、端数を増すごとに1人ずつ増すということで、原則的には44ですよと。

議員がさっきおっしゃった49というのは、指定居宅介護支援事業者と指定居宅介護サービス事業者との間において国保連、中央会のシステムを活用し事務員を配置している場合は、49以下であれば1人ということで、若干条件が変わってきますので、一般的な事業所であれば44ということになるかと思っています。ただ、上限は、議員が心配されるとおり、ここで解決を図っているという意

味ではございません。やれるところではここまで変えられますよということです。現実に居宅介護支援事業所が30人とか35人まで、マックスで持っているところはそう多くはないと思います。どうしてかという、要介護者の支援をするケアプランだけではなくて、総合的な相談までケアマネさんに頼っているというのが実情としてありますので、ここまで持てるか持てないかというのは事業所判断になってきます。我々としては、法律の改正に基づいてこういった条例を改正していくというのは、一つのお仕事でございますのでさせていただきます。

議員心配されるように、業界として人員が足りないというのは現実的にあります。何とか運営していってもらおうというのが保険者としての願いでございますので、我々も非常に心配しているところですし、住民の方も一緒に心配してなおかつ介護予防に努めていただきたいというのが、保険者としての思いでございます。

兼務できるということについても同様の考え方であります。他地域においても兼務できるということに、改正はさせていただいております。現実的にこれを運用できるかどうかは、事業所の存続に関わってくることだと思っております。町内においては現状では、同一敷地外の事業所というのは存しないと思っております。近隣の事業所だけでございますので、今、本町においては本町の地域密着型施設においては、こういった事例は該当してきませんけれども、全国的な中、広域的な事業展開している事業者さんにおいては該当してくる、事業存続には大きな力になるのかもしれないです。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 居宅介護支援基準ということで、ケアマネージャー1人当たりが持てるということで、現行は35、44人まで最高を増やすという話の中には、たしかケアマネージャーさんは直接訪問しなくてもいいよという改定というのか、状況を見なくてケアプラン立てられる条件も含まれていたように思います。それで本当にいいのかというのは率直に思うところです。

あと、同一敷地内ではなくて、ほかのところにある施設も兼務して構わないという問題では、以前、老健施設で火事があったときなんかは、責任者がいないということもあって、たくさん犠牲者が出たというのも他県であったように思うので、そこはそれで本当にいいのかということ、きっちりやっていく必要があると思います。

地域包括支援センターの仕事の問題でもやっぱりきちっと、なかなか人員の確保が難しいとすれば、それを支援する体制も含めて取っていかないと、実際事業

がやっっていけるかどうか分からないということもありますので、その辺は十分考えるべきではないかと思います。ただ、全体として見ると、いわゆる人手不足を口実に基準の緩和、それは決して要介護者の、要するに介護サービスを受けている人たちのプラスになっているとは思えないと私は思うのですが、その辺、担当課長としてはいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ケアマネさんの負担軽減において、モニタリングというのは可能になってきています。これはあくまでも利用者さんのオーケーが取れた場合、事業者さんのほう、利用者さんのほう、お互いに了解が得られた、準備ができたという段階で可能となってくるものです。

そして、人員不足に陥った場合の対応については、事業所さんへの支援というのは我々保険者が直接できるものではないと思っています。ただ、一部、例えば包括支援センターを直営でやっている自治体もございますので、そういう判断も将来的には必要になってくるかもしれません。

ただ、専門職の確保というところでは、自治体が、保険者が直営でやろうが事業者さんがやろうが、専門職の確保が困難だという状況は、残念ながら変わりはありませんので、そこを何とか解消していくというのは、資格取得をする方の意識の問題かもしれないです。人員不足については常に危機感を持っているというのは、どこの業界においても、どこの自治体においても同様だと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 最後に。いろいろ国が基準を変えてくることで、その間に挟まれる保険者は大変やと思います、僕は率直に。そういう意味では、人員不足がこういう条例の改定になって現れてくるなということを思うのですが、本当にそれ以前に、国も指摘しているように、介護で働く、保育労働者もそうですが、働く人たちの待遇というのは大体、一般の人たちの10万円安と月平均ね。そういうことが言われています。そういう中にあるのは、本当に待遇改善をしていかないう限り、こういう人手不足というのは解消されないのではないか、ということだけは言っておきます。

何かあれば。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第31号について、第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第31号の第1審議を終わります。

～日程第17 議案第32号 永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第17、議案第32号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

資料の31ページ、議案書31ページ、全協資料の105ページでございます。

これより提案理由の説明を町長からいただきます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第32号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

追加の議案書31ページをご覧ください。

地方公営企業法に基づき設置する事業において、集中処理浄化槽事業を追加するため、条例の一部を改正するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第1審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(勝見博貴君) それでは、議案第32号、永平寺町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の補足説明をさせていただきます。

本条例において、地方公営企業法に基づき設置する事業を明確化するため、下水道事業の設置に係る第1条、下水道事業の内容に、公共下水道事業、農業集落

排水事業に集中処理浄化槽事業を追加し、経営の基本に係る第3条第4項において、集中処理浄化槽の区域をけやき台区域と追加するものでございます。

以上、下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第32号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第32号の第1審議を終わります。

～日程第18 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第18、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書の108ページ、全協資料の142ページでございます。よろしいですか。

では、補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、議案書109ページお願いします。

提案理由の補足説明を申し上げます。

辺地対策事業とは、辺地法に基づき当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する、公共的施設の整備事業でございます。この計画を策定することにより、財政運営上有利な辺地対策事業債の活用が可能と

なります。

対象地区としましては、志比北の5地区になります。

対象地区におけるハード整備事業については、辺地対策事業債の活用が有利である事業について、今後もこの計画を策定し財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

それでは、計画の2つの事業について申し上げます。近助タクシーの車両購入事業は、運行の安全性の確保と利用者の快適性の向上を図るため、車両1台購入するものでございます。東部5号取水は、安心・安全な水道水供給のため、取水井戸の新設工事を行うものでございます。

これらの2つの事業の総事業費は8,399万3,000円、辺地債の予定額は4,390万円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第26号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第26号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 1時49分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日3月8日から3月10日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月8日から3月10日までを休会といたします。

3月11日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 1時50分 散会）